

エネルギーを 見る眼

全面自由化後も残る 一般電気事業者の優位性

●イコールフットイングでないことの自覚を



松村敏弘 東京大学社会科学研究所教授

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒。博士（経済学、東京大学）。大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学社会理工学研究科助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済

複数の部門を兼営あるいは複数市場に供給することで、全体の費用を下げないしは供給する財の価値を上げる効果を「範囲の経済」という。今回はこの効果に注目し、託送料金と、従来の一般電気事業者と新電力の競争上のイコールフットイングを議論する。

（範囲の経済性と費用配付）

A市場を料金が規制された独占市場、B市場を自由化された市場とする。仮にある企業がA市場のみに供給すると100の費用、B市場のみに供給すると100の費用、両市場を同じ持株会社の下にある子会社あるいは同一会社で供給すると180の費用がかかるとする。同時に供給することで20費用が低下する。これが範囲の経済である。単独で営んでいてもそれぞれ一人担当者が必要だが、兼営していても一人で済む、繁忙期がずれているため兼営の方が少ない人員で済むなどのケースを念頭に置くとわかりやすいだろう。

範囲の経済性が（実際には多様な局面で現れるが）仮にこの共通部門での人件費削減効果から発生するケースを考える。共通部門の人員は半分の時間を各部門のために使っているとするとする。

A市場の価格は費用ベースで規制されているので、規制料金を決めるためにはA市場の費用を確定する必要がある。考えられる算定方法は3つある。ひとつはA市場単独で供給したときの

費用をA市場の費用として算定する方式（単独方式）で、この場合費用は100となる。もうひとつは総費用からB市場単独で供給したときの費用を引いた額をA市場の費用と見なす方式（差分方式）で、この場合費用は80となる。最後が共通費用を一定の基準に基づいて両市場に配分する方式（配賦方式）でこの場合費用は90となる。

単独方式は範囲の経済の利益をすべて競争市場に帰属させる方式で、明らかに不公正である。実際この方式が採用されることは稀だが、規制部門の費用の上限を測るためなら意味がある。差分方式は範囲の経済の利益をすべて規制部門に帰属させるもので、2部門を兼営できない新規参入者とのイコールフットイングの観点からは採用されるべき方式である。しかし現実には配賦方式が採用されている。単独方式よりはましだとしても、送配電部門を同一（持株）会社のもとに持つ発電・小売り部門が新規参入者より非効率的でも競争で勝てる制度である。

（部分自由化と配賦方式）

配賦方式は両市場が共に規制市場であれば自然な方式である。例えばA市場が小口小売り市場、B市場が大口市場だとして、共に独占市場であれば、配賦方式で共通費用を公平に配分するのは自然。ここで大口市場だけが自由化されたとして、差分方式に移行する

のは問題がある。従来配賦方式で相応に範囲の経済の利益を享受した大口需要家が、部分自由化に伴ってその利益を失い、自由化によって料金が上がりかねない状況になるのはいかにも不公正だからである。部分自由化に移行後も配賦方式を維持したのにも合理性はある。しかし、全面自由化後の、発電・小売り部門と託送部門の費用配賦を、従来通りに行き良いかは別問題だ。

さらに信じがたいことに、今回の託送料金申請では一部単独方式に基づくものもあった。発電所内に送配電設備があるケースなどである。発電所がなくても送配電に必要な費用はすべて託送側に寄せ、差分を発電原価とする算定で申請された。これは当然査定されることになるが、そもそも考え方が根本的におかしい。この点を審査委員会が気付いたからいいようなものの、一般電気事業者がイコールフットイングの重要性を全く自覚していない証左だとすれば、これは氷山の一角で、ほかにも不合理な費用が託送料金に積み上げられている可能性も否定できない。

（今後も残る不公正なルール）

発電・小売り部門での単独供給にかかる費用を正確に測るのは簡単ではなく、現実には託送料金算定に差分方式を導入するのは難しい。従って兼営の利益を競争部門が享受する状況は簡単には解消しないだろう。この問題に限ら

ず、送電線利用ルールや託送料金体系には、先着優先ルールやエネルギーの地産地消に著しく不利な費用配賦など、公正とは言い難いものが数多く残っている。少しでもイコールフットイングに近づけるように今後も改革の努力を続けることが基本だが、それでも残る旧一般電気事業者の優位性があることを、制度設計に携わる者も事業者も正しく自覚することも重要である。

一般電気事業者はただでさえ大きな優位性を持っている。地域独占時代、制約のきつい地域に上限量の電源を建て、後発の参入者は「原因者負担」と称して追加送電投資に伴う多額の費用負担を強いられる、一般電気事業者は自社の大規模電源建設に先立ってあらかじめ投資した送電投資費用も安定供給のためとの口実で一般負担に回せたとしても、新規参入者はこの特権を享受できないことなどがその典型例である。

旧一般電気事業者は全面自由化後も①小売り・発電市場での支配的事業者として、②総括原価と地域独占と公益事業者特権で守られた時代に競争優位を築いた特権的な公益事業者として、③託送事業を同一（持株）会社のもとで兼営する特権を持つ事業者として、特別な責任を負っていることを自覚すべきだ。少なくとも自社に都合のいいときにだけイコールフットイングを声高に主張する前に、自社の持つ特権と責任を自覚すべきである。